

## 検体検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成16年11月1日付け「保医発第1101001号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、別掲の項目につき検体検査実施料が平成16年11月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

# 記

## 「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
<b>D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査</b>						
	Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定	TMA 法	1,200	血液 135	実施済	* 1
<b>D008 内分泌学的検査</b>						
18	抗 IA-2 抗体精密測定	RIA 法	230	生Ⅱ 134	準備中	* 2
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>						
3	淋菌核酸増幅同定精密検査	SDA 法	240	微生 150	PCR 法を実施済	* 3
	クラミジアトラコマチス 核酸増幅同定検査	SDA 法	240	微生 150	PCR 法を実施済	* 4

### [注]

- \* 1: Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定は、区分「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(注を除く。)に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「2」の血液学的検査判断料を算定する。  
ただし、検査料については、区分「D016」細胞機能検査の「9」を算定できる。  
なお、区分「D025」基本的検体検査実施料の「注2」に掲げる検体検査 [ 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査) ] には含まれない。  
Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。
- \* 2: 抗 IA-2 抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の診断に用いた場合に算定する。  
なお、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳以上の患者に対して算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。
- \* 3: 淋菌核酸増幅同定精密検査と淋菌核酸同定精密検査、区分「D012」の「18」の淋菌同定精密検査又は区分「D018」細菌培養同定検査等を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。  
淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。
- \* 4: クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査とクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査又は区分「D012」感染症血清反応の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。  
なお、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はSDA法による。